

## 第四編 建設業許可の認可申請について

### 1 建設業者の地位の承継について

#### (1) 概要—法第17条の2及び法第17条の3—

令和2年10月1日施行の建設業法の改正から、建設業許可に係る事業承継及び相続に関する規定が新設されました。

建設業者（建設業許可を受けている者）について、以下のいずれかにより建設業の全部を他の者が承継（譲渡・合併・分割・相続）する場合、所定の手続きを経て認可を受けることで、承継先は、承継元の許可を含む建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

##### イ 事業譲渡（法第17条の2）

建設業者が許可に係る建設業の全部を譲渡する場合

（個人事業主が生前に行う事業承継、個人事業の法人化（いわゆる「法人成り」）、法人事業の個人化（いわゆる「個人成り」）も含まれます。）

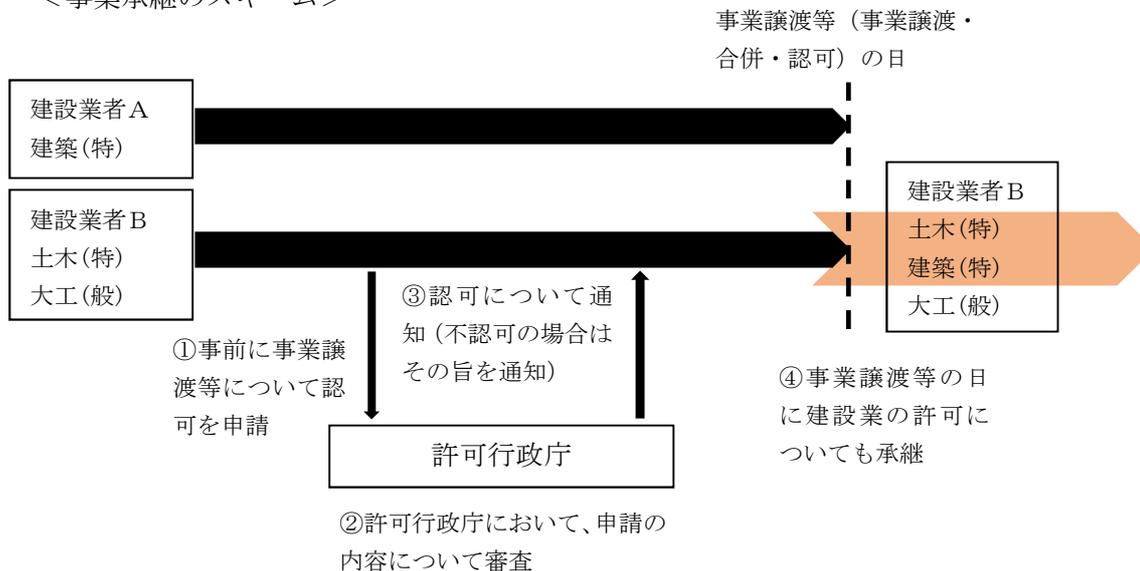
##### ロ 法人の合併（法第17条の2）

建設業者である法人が合併により消滅することとなる時、合併存続法人又は新設法人が建設業者としての地位を継承する場合

##### ハ 法人の分割（法第17条の2）

建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合

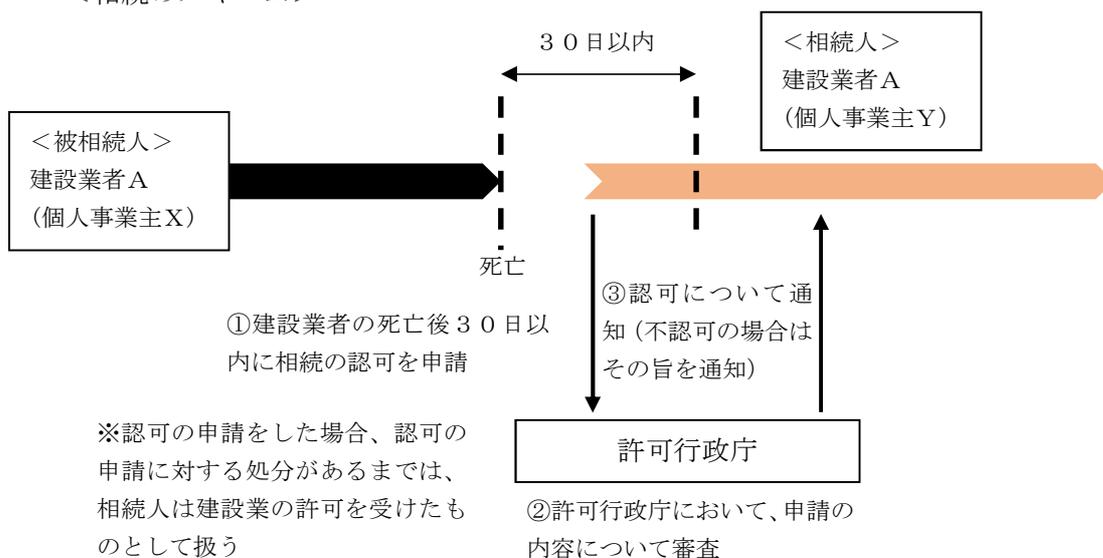
<事業承継のスキーム>



##### ニ 相続（法第17条の3）

建設業者が死亡した場合において、その相続人が建設業の全部を相続する場合（個人事業に限ります。）

## <相続のスキーム>



※従来のとおり新規の許可申請手続きにより許可を承継することも可能ですが、その場合新規申請手数料9万円が必要となります。

## (2) 承継の要件

承継の認可を受けるためには、以下の全てに該当していることが必要です。

### イ 承継の事実が発生する前に申請を行い、認可を受けること

相続以外の承継(譲渡、合併、分割)は、あらかじめ認可を受ける必要があります。承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。遅くとも、**承継の事実発生日の35日前までに申請を完了**させてください。書類に不足がある場合は受付できません。

相続については、**被相続人(許可を受けている事業主)の死亡後30日以内に申請**を行ってください。

**※承継日までに、承継元の建設業許可が失効した場合は、建設業者としての地位を承継することはできません(承継の認可を受けられません)ので、御注意願います。**

### ロ 事業譲渡等によって、建設業の全部を承継先に承継させること

承継元が営んでいた建設業の全部を承継先に承継させる場合に限り、許可の承継が可能です。承継元が営んでいた一部の業種のみを承継させることはできません。

認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

### ハ 承継元が一般(特定)建設業の許可を受けている業種について、承継先が特定(一般)建設業の許可を受けていないこと

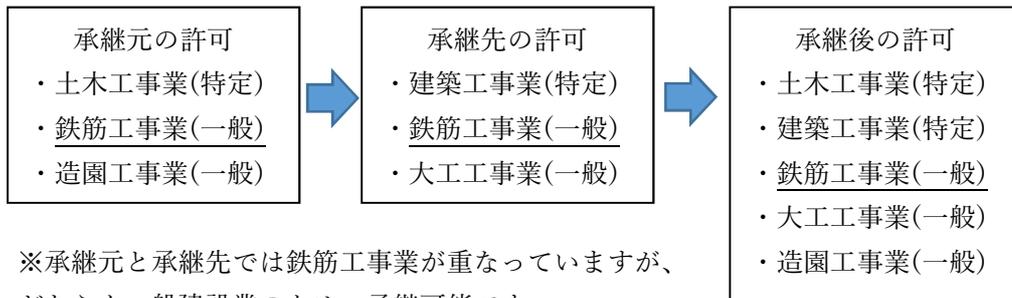
1つの事業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。

## ニ 承継後の全ての業種について、承継先が許可の要件を満たすこと

承継先は、承継後に有することになる全ての業種について、専任技術者の配置をはじめとする許可の要件（法第7条、法第8条及び第17条の規定を準用）を満たす必要があります。

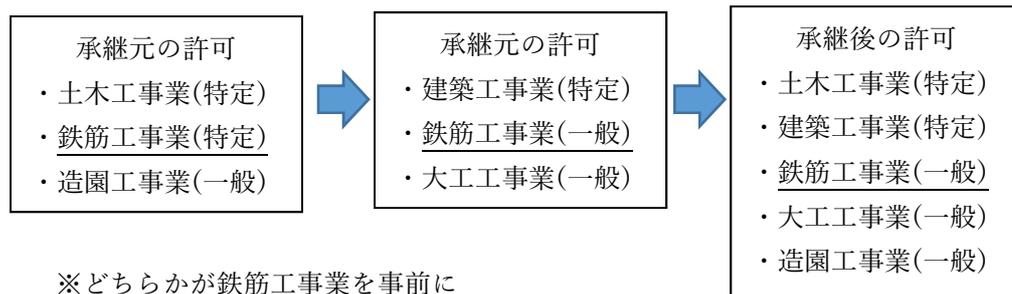
申請時点で承継先が建設業許可を受けていなくても、事業譲渡等によって承継元の役員や従業員が承継先に移ることで要件を満たすことになれば、承継は可能です。

(承継できる例)



※承継元と承継先では鉄筋工事業が重なっていますが、どちらも一般建設業のため、承継可能です。

(承継できない例)



※どちらかが鉄筋工事業を事前に廃業すれば、承継可能です。

## 2 認可申請手続

### (1) 申請手続

事前相談 → 申請書類提出・受付 → 審査 → 認可 → 通知書交付

※認可申請は各管轄土木事務所の窓口のみとなります。(電子申請システムによる申請はできません。)

#### 事前相談

認可申請を行おうとするときは、事前に管轄の土木事務所の窓口で御相談ください。事前相談なく認可申請をされた場合、不備の補正等に時間がかかり、承継の事実が発生するまでに認可ができないおそれがあります。

#### 申請書類提出

##### イ 提出場所

各管轄土木事務所 (P. 25 「所在地別管轄土木事務所一覧」参照)

##### ロ 提出部数

正本一通

写し2通(正本のコピーで可) 提出分1通、会社控分1通

※確認書類は正本及び会社控分の計2通に添付してください。

##### ハ 申請できる者

承継元(被相続人)及び承継先(相続人)の全てが宮城県知事許可、又は建設業を営む営業所が宮城県内のみにある者

※次のいずれかに該当する場合は、承継先の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省各地方整備局が申請先になりますので、手続きについてはこちらへ御確認ください。

・承継先が既に国土交通大臣許可を受けているとき

・承継先が既に宮城県以外の都道府県知事許可を受けているとき

##### ニ 申請手数料

認可申請において、手数料はかかりません。

#### 受付

申請内容が許可の基準を満たしているか、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると受理されます。

#### 認可

申請書受理後、審査を行い、基準を満たすと認可になります。

#### 通知書の交付

「認可通知書」は申請した窓口で交付します。なお、認可通知書は原則として承継先に通知します。

認可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。(手数料は600円/枚(宮城県収入証紙で納付))

## (2) 法人成りの場合の申請方法について

個人事業主が法人成りを行い、認可申請を行う場合は、事業譲渡による申請となります。申請には、個人事業主と法人が事業譲渡契約を締結する必要があります。

### 【承継までの流れ】

#### イ 法人設立（登記）

認可申請前に法人の設立を行ってください。なお、事業承継日までは個人事業主として活動を行うことを前提としておりますので、法人としての事業活動は行わないよう注意してください。又、社会保険等の資格取得日が事業承継日より前とならないよう注意してください。

#### ロ 事業譲渡契約の締結

個人事業主と法人代表者との間で事業譲渡契約を締結してください。なお、事業開始（予定）日は事業承継日とすること。

#### ハ 認可申請

(1) 申請手続に沿って申請を行ってください。

## (3) 承継の効果

#### イ 承継の対象

承継について認可を受け、承継の事実が発生すると、法に基づく承継元の建設業者としての地位を承継先が承継します。

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継先は承継元の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。

一方、法第45条から法第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して処罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

#### ロ 許可番号について

承継先が承継後に使用する許可番号は、原則として承継元のものを引き続き使用することとします。

承継先が宮城県知事許可業者である場合は、承継元と承継先の許可番号のどちらを使うか選択できます。どちらを選択するかは認可申請書に記載してください。一度選択した許可番号は変更できません。

#### ハ 認可後の許可の有効期間

承継前に承継元及び承継先が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算します（法第17条の2第7項）。なお、承継日当日も、許可は有効です。

相続の場合は、認可日翌日から起算します。なお、認可日当日も許可は有効です。

このため、認可通知書記載の**有効期間は5年と1日**となります。

(例) 令和5年11月1日が承継日となる場合	
許可日	: 令和5年11月2日
許可の有効期間	: 令和5年11月1日～令和10年11月1日
更新申請の提出期限	: 令和10年10月2日
更新後の許可日	: 令和10年11月2日
更新後の有効期間	: 令和10年11月2日～令和15年11月1日

(4) 不認可について

申請が形式上の要件に適合しない場合は、相当の期間を定めて補正を求め、申請により求められた認可を拒否する場合があります。

申請が法令で定める基準、認可の審査基準に適合していない場合も、申請により求められた認可を拒否する場合があります。

### 3 認可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)

#### (1) 認可申請書類等一覧

##### イ 譲渡・合併・分割

綴順	様式番号	提出書類	頁	譲渡		合併	分割	摘要
				法人	個人	法人	法人	
1	表紙	認可申請書	140	○	○	○	○	
2	第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書	141	○	○	×	×	
3	第二十二号の七	合併認可申請書	146	×	×	○	×	合併消滅法人(合併により消滅する法人のうち、建設業許可を受けている法人)が複数ある場合、第二面はそれぞれの合併消滅法人ごとに作成する
4	第二十二号の八	分割認可申請書	150	×	×	×	○	
5	別紙一	役員等の一覧表	34	○	○	○	○	個人も必要
6	別紙二	営業所一覧表	35	○	○	○	○	
7	別紙三	営業所技術者等一覧表	38	○	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	40-49	○	○	○	○	業種別に作成、実績なしでも添付。 分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合には添付不要
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	○	○	○	分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合には添付不要
10	第四号	使用人数	52	○	○	○	○	
11	第六号	誓約書	53	○	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	54	○	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	○	○	○	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	○	○	○	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	66	□	□	□	□	
18	第二十二号の六	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書	145	☆	☆	☆	☆	様式第七号の三を申請時に提出した時は提出不要 ただし、確認資料とともに譲渡日から2週間以内に提出すること
19	第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更) (注1)	68	☆	☆	☆	☆	
20		監理技術者資格者証	-	☆	☆	☆	☆	
21		卒業証明書	-	☆	☆	☆	☆	
22		資格証明書の写	-	☆	☆	☆	☆	
23	第九号	実務経歴証明書	78	☆	☆	☆	☆	
24	第十号	指導監督的実務経歴証明書	79	☆	☆	☆	☆	
25	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもの
26	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	81	○	○	○	○	監査役及び経營業務の管理責任者は作成不要
27		登記されていないことの証明書(注3)	82	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 経營業務の管理責任者分も添付必要、株主等は不要
28		身元(身分)証明書(注3)	83	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
29	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	84	○	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもの
30		登記されていないことの証明書(注3)	82	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの
31		身元(身分)証明書(注3)	83	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要

32		定款	-	○	×	○	○	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの（議事録を含む）
33	第十四号	株主（出資者）調書	85	○	×	○	○	法人のみ
34	財務諸表表紙 第十五号 第十六号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注4）	86- 102	○	×	○	○	新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表 合併存続法人が合併により設立される法人の場合は添付不要
35	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	86、 103- 106	×	○	×	×	新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
36		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	■	☆	■	■	発行後3か月以内のもの
37	第二十号	営業の沿革	107	○	○	■	■	
38	第二十号 の二	所属建設業者団体	108	○	○	■	■	該当なしの場合も添付
38		納税証明書（原本）	-	○	×	○	○	・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付 ・合併存続法人が合併により設立される法人である場合には添付不要 ・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		個人事業税	×	○	×	
40	第二十号 の三	主要取引金融機関名	109	○	○	○	○	
41		譲渡及び譲受けに関する契約書（写）	-	○	○			
42		事業承継（譲渡・合併・分割）に関する法人の意思の決定を証する書類（写） （株式会社の場合） 事業承継を承認した株主総会の議事録 （持株会社の場合） 事業承継に関する無限責任社員若しくは総社員の同意書	-	○	×	○	○	（注5）
43		合併契約書（写）及び合併比率説明書	-			○		株主総会の承認をうけたもの（会社法により株主総会の承認が不要な場合を除く）
44		合併の方法及び条件が記載された書類	-			○		吸収合併・新設合併の別及び合併の条件（合併契約書又は合併計画書のとおりである場合はその旨）を記載
45		（吸収分割の場合） 分割契約書（写）及び分割比率説明書 （新設分割の場合） 分割計画書（写）及び分割比率説明書	-				○	株主総会の承認をうけたもの（会社法により株主総会の承認が不要な場合を除く）
46		分割の方法及び条件が記載された書類	-				○	吸収分割・新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨）を記載
47		委任状	-	☆	☆	☆	☆	代理申請の場合 発行後3か月以内のもの
確認資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	-	□	□	□	□	
		営業所所在地の確認資料	33	○	○	○	○	
		財産的基礎の確認資料（注6）	21	○	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	56、 64	○	○	○	○	
		実務経験の確認資料	69、 78	☆	☆	☆	☆	国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	□	□	□	□	

○印→必要とする書類

☆印→場合によっては必要な書類

□印→必要とする書類だが、申請時に提出困難な場合、事業承継後2週間以内に提出する書類

■印→必要とする書類だが、申請時に提出困難な場合、事業承継後30日以内に提出する書類

(注1) 営業所技術者等について

事業の承継に伴い事業承継日前に営業所技術者等の変更がある場合は、あらかじめ(認可申請と同時に可)様式第二十二号の二「変更届出書」により営業所技術者等の交代を届出する必要があります。P. 116を参照して変更届出書等を提出してください。

なお、事業承継日と同時に営業所技術者等の変更を行う場合は、変更届出書は提出せず、様式第八号「営業所技術者等証明書」や営業所技術者等の要件を証明する書類を提出していただきます。

(注2) No. 20~24について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で営業所技術者等になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

(注3) No. 27、No. 28、No. 30、No. 31「登記されていないことの証明書」及び「身元(身分)証明書」について

取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」(いずれも個人に限る)については、役員等の一覧表(別紙1)に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元(身分)証明書」の添付は不要です。

(注4) No. 33の附属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

(注5) 事業承継に関する法人の意思の決定を証する書類について

- ・ 事業譲渡：譲渡人が法人の場合、譲渡人に係るものも必要
- ・ 合併：以下の全ての法人に係るものが必要  
合併消滅法人、合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人、合併存続法人
- ・ 分割：以下の全ての法人に係るものが必要  
分割承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人

(注6) 確認資料「財産的基礎の確認資料」について

【一般建設業許可の場合】

- ・ 認可申請前に更新をしたことがない場合、下記①又は②で確認します。
  - ・ 認可申請前に1回以上更新をしたことがある場合、下記①、②又は③で確認します。
- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認  
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認  
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」  
※申請受理前1か月以内のものにより確認。
- ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。  
→詳細はP. 21を御覧ください。
- 【特定建設業許可の場合】  
P. 21を確認してください。

口 相続

綴順	様式番号	提出書類	頁	個人	摘要	
1	表紙	認可申請書	140	○		
2	第二十二号の十	相続認可申請書	154	○		
3	別紙一	役員等の一覧表	34	○		
4	別紙二	営業所一覧表	35	○		
5	別紙三	営業所技術者等一覧表	38	○		
6	第二号	工事経歴書	40-49	○	業種別に作成、実績なしでも添付。	
7	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○		
8	第四号	使用人数	52	○		
9	第六号	誓約書	53	○		
10	第七号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	54	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要	
11	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○		
12	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要	
13	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○		
14	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○		
15	第七号の三	健康保険等の加入状況	66	□		
16	第二十二号の十一	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書	145	☆	様式第七号の三を申請時に提出した時は提出不要	
17	第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	68	☆	承継と同時に営業所技術者等が変更となる場合必要	
18		監理技術者資格者証	-	☆		
19		卒業証明書	-	☆		
20		資格証明書の写	-	☆		
21	第九号	実務経験証明書	78	☆		
22	第十号	指導監督的実務経験証明書	79	☆		
23	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもののみ	
24	第十二号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	81	○	監査役及び経營業務の管理責任者は作成不要	
25		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	発行後3か月以内のもの	
26		身元（身分）証明書（注2）	83	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要	
27	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	84	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもののみ	
28		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	発行後3か月以内のもの	
29		身元（身分）証明書（注2）	83	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要	
30	財務諸表表紙第十八号第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	86、103-106	○	新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要	
31		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	☆	発行後3か月以内のもの 支配人登記がされている場合に提出	
32	第二十号	営業の沿革	107	■		
33	第二十号の二	所属建設業者団体	108	■	該当なしの場合も添付	
		納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		個人事業税	○	決算期末到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
34	第二十号の三	主要取引金融機関名	109	○		
35		戸籍謄本等	-	○	被相続人と申請者の続柄確認ができるもの 申請人以外の相続人の有無について確認できるもの	

36		被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書	-	○	申請者以外に相続人がいる場合に必要 申請者以外の全ての相続人が住所及び氏名を記載し、押印したもの
37		委任状	-	☆	代理申請の場合 発行後3か月以内のもの
確認資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	-	□	
		営業所所在地の確認資料	33	○	
		財産的基礎の確認資料（注3）	21	○	
		適正な経営体制の確認資料	56、 64	○	
		実務経験の確認資料	69、 78	☆	国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	□	

○印→必要とする書類

☆印→場合によっては必要な書類

□印→必要とする書類だが、申請時に提出困難な場合、事業承継後2週間以内に提出する書類

■印→必要とする書類だが、申請時に提出困難な場合、事業承継後30日以内に提出する書類

（注1）No.18～22について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で営業所技術者等になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No.25、No.26、No.28、No.29「登記されていないことの証明書」及び「身元（身分）証明書」について

取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）確認資料「財産的基礎の確認資料」について

【一般建設業許可の場合】

- ・認可申請前に更新をしたことがない場合、下記①又は②で確認します。
  - ・認可申請前に1回以上更新をしたことがある場合、下記①、②又は③で確認します。
- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認  
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認  
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」  
※申請受理前1か月以内のものにより確認。
- ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。  
→詳細はP.21を御覧ください。
- 【特定建設業許可の場合】  
P.21を確認してください。

## 4 認可申請書記載例

### (1) 建設業認可申請書 (表紙)

# 建設業認可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

申請区分	
1	譲渡
2	分割
3	合併
4	相続
(特記事項)	

・該当する数字を○で囲む

審査担当者	

記入しない。

認可年月日 ※ 令和 年 月 日

宮城県知事許可※ ( ) 第 号

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。  
(例) (登記上) 〇〇市……  
(事実上) 〇〇市……

9 | 8 | 0 | 0 | - | 8 | 5 | 7 | 0

般特	申請業種
<input checked="" type="checkbox"/>	土木工事業
<input type="checkbox"/>	建築工事業
<input type="checkbox"/>	大工工事業
<input type="checkbox"/>	左官工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	とび・土工事業
<input type="checkbox"/>	石工事業
<input type="checkbox"/>	屋根工事業
<input type="checkbox"/>	電気工事業
<input type="checkbox"/>	管工事業
<input type="checkbox"/>	タイル・れんが・ブロック工事業
<input type="checkbox"/>	鋼構造物工事業
<input type="checkbox"/>	鉄筋工事業
<input type="checkbox"/>	舗装工事業
<input type="checkbox"/>	しゅんせつ工事業
<input type="checkbox"/>	板金工事業
<input type="checkbox"/>	ガラス工事業
<input type="checkbox"/>	塗装工事業
<input type="checkbox"/>	防水工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	内装仕上工事業
<input type="checkbox"/>	機械器具設置工事業
<input type="checkbox"/>	熱絶縁工事業
<input type="checkbox"/>	電気通信工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	造園工事業
<input type="checkbox"/>	さく井工事業
<input type="checkbox"/>	建具工事業
<input type="checkbox"/>	水道施設工事業
<input type="checkbox"/>	消防施設工事業
<input type="checkbox"/>	清掃施設工事業
<input type="checkbox"/>	解体工事業

申請する業種に○をつける。

法人の場合は代表者、個人の場合はその本人  
申請者(譲受人、相続人等)の情報を記入する。

主たる営業所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話 022-211-3116

商号 又は名称 株式会社仙台建設

代表者 職氏名 代表取締役 仙台太郎

担当者・申請代理人

電話 ( )

※代理申請について  
申請書の作成に行政書士が係っている場合、担当者・申請代理人欄に記名してください。  
なお、代理申請の詳細については、P.157-158を御確認下さい。

申請する業種の該当する欄に○印を記入  
※印の部分は記入不要



(2) 譲渡及び譲受認可申請書 (様式第二十二号の五)  
 (当該様式の記載要領を必ずご覧ください。)

第2面

(用紙A4)

(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲渡す建設業 1 9 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20  
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

商号又は名称のフリガナ 2 0 ミ ヤ キ ケ ン セ ツ  
23 25 30 35 40

商号又は名称 2 1 (株) 宮 城 建 設  
23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ 2 2 ユ ズ リ ウ ケ ジ ロ ウ  
3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名 2 3 譲 受 次 郎 支配人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村 2 4 0 4 1 0 2 都道府県名 宮 城 県 市区町村名 仙 台 市 宮 城 野 区  
3 5 10 15 20

主たる営業所の所在地 2 5 幸 町  
23 25 30 35 40

郵便番号 2 6 9 8 3 - 0 8 3 6 電話番号 0 2 2 - 2 9 7 - 4 1 1 3  
3 5 6 10 15 20

ファックス番号 \_\_\_\_\_

法人又は個人の別 2 7 1 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 2 0 0 0 0 (千円) 法人番号 6 5 4 3 2 1  
3 4 5 10 13 15 20 25

兼業の有無 2 8 2 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 \_\_\_\_\_

許可番号 2 9 0 4 大臣コード 国土交通大臣 許可 (特) 0 4 第 8 8 8 8 8 号 許可年月日 令和 2 年 1 月 1 2 日

役員等、営業所及び営業所に置く営業所技術者等については別紙による。

連絡先 総務部 氏名 石 崎 花 子 電話番号 0 2 2 - 2 1 1 - 3 1 1 6  
 所屬等  
 ファックス番号 0 2 2 - 2 1 1 - 3 2 9 2

譲渡人が有している許可業種を記入。記入した許可業種は全て項番07に含まれる。

項番20から28については、様式第一号(P.31)の項番06から14の記載要領を参照してください。

譲受人の許可番号及び許可年月日を記入。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

会社等の担当者の名前を記載する。

記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣 及び「般 については、不要のものを消すこと。  
知事」 知事」 特」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□ 1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建設工業 □□のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 0 8 「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
  - 10 0 9又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
  - 11 1 0又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 (株) A 建設 □  
B 建設 (有) □)
- | 種 類     | 略 号 |
|---------|-----|
| 株 式 会 社 | (株) |
| 有 限 会 社 | (有) |
| 合 名 会 社 | (名) |
| 合 資 会 社 | (資) |
| 合 同 会 社 | (合) |
| 協 同 組 合 | (同) |
| 協 業 組 合 | (業) |
| 企 業 組 合 | (企) |
- 12 1 1又は2 2 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
  - 13 1 2又は2 3 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
  - 14 1 3 「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は2 4 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
  - 15 1 4 「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は2 5 「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については（ハイフン）を用いて、例えば霞 関 2 - 1 - 1 3 □のように記入すること。
  - 16 1 5又は2 6のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように記入すること。
  - 17 1 6又は2 7のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
  - 18 1 8又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「大臣  
「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当する  
知事」  
コードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに  
数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記  
入すること。

- 19 19「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設  
業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、  
電話番号等を記入すること。

### (3) 誓約書（様式第二十二号の六）

様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

（用紙A4）

## 誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者 **宮城県仙台市本町3-8-1**  
**株式会社 仙台建設**  
**代表取締役 譲受太郎**

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

**宮 城 県** 知事 殿

#### 記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

様式第七号の三を申請時に提出した時は  
本様式の提出は不要





記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣 及び「般 については、不要のものを消すこと。  
知事」 知事」 特」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□ 1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建設工業 □□のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 0 8 「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
  - 10 0 9又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
  - 11 1 0又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 □株) A建設 □  
B建設 (有) □)
- | 種 類  | 略 号 |
|------|-----|
| 株式会社 | (株) |
| 有限会社 | (有) |
| 合名会社 | (名) |
| 合資会社 | (資) |
| 合同会社 | (合) |
| 協同組合 | (同) |
| 協業組合 | (業) |
| 企業組合 | (企) |
- 12 1 1又は2 2 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
  - 13 1 2又は2 3 「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
  - 14 1 3 「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は2 4 「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
  - 15 1 4 「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は2 5 「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 が 関 2 - 1 - 1 3 □のように記入すること。
  - 16 1 5又は2 6のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように記入すること。
  - 17 1 6又は2 7のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
  - 18 1 8又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「大臣  
「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当する  
知事  
コードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 19「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。
- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。





記載要領

- 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、  
「国土交通大臣 及び「般  
知事」 特」
- 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 03「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 04「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 06「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 07「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 08「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 

株	建	設	
有	限	公	司

 )

種 類	略 号
株式会社	(株)
有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 13「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 14「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については—（ハイフン）を用いて、例えば豊 岡 区 2 - 1 - 1 3 □ のように記入すること。
- 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ—（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように記入すること。
- 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 18又は29のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。  
「大臣  
知事」  
「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに

数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19   「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。
- 21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。





記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣 及び「般 については、不要のものを消すこと。  
知事」 知事」 特」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建設 工業 □□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「被相続人の死亡日」の欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を継承した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 8 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 10 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 11 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 12「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は22「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 13「相続後の主たる営業所の所在地」又は23「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞 込 関 2 ー 1 ー 1 3 □□のように記入すること。
- 14 14又は24のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。
- 15 16又は26のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。  
「大臣  
「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当する知事」  
コードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 16 17「被相続人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。